

議第169号

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例の制定について
京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年 9 月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 京都市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし，第 9 条から第13条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく事務に係る手数料の徴収)

第 9 条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき交付を受けた通知カードの再交付について， 1 枚につき500円の手数料を徴収する。

別表第 6 中「第 9 条関係」を「第10条関係」に改める。

第 2 条 京都市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

第 9 条中「第 7 条第 1 項」を削り，「基づき交付を受けた通知カードの再交付」を「基づく事務」に，「1 枚につき500円の」を「別表第 6 に掲げる」に改める。

第10条中「別表第 6 」を「別表第 7 」に改める。

別表第 3 中

法第12条第 1 項又は第12条の 3 第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付		350	
法第30条の44第 1 項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付又はその交付を受けた住民基本台帳カードの再交付	1 枚	500	を

「 法第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付		350	に
---	--	-----	---

改める。

別表第6を別表第7とし、別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6 (第9条関係)

区 分	手数料 (1枚につき)
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下この表において「法」という。) 第7条第1項の規定に基づき交付を受けた通知カードの再交付	円 500
法第17条第1項の規定に基づき交付を受けた個人番号カードの再交付	800

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき交付を受けた通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を定める等の必要があるので提案する。